

県立病院の地方独立行政法人 への移行について

～これからも安心して質の高い医療を提供していくために～



病院事業局

県立病院が担う役割

病院名	主な役割
須坂病院	地域の中核病院 県下唯一の第一種感染症指定医療機関、結核指定医療機関にも指定 県内唯一のエイズ治療中核拠点病院 臨床研修医や看護師など人材育成を担う病院
駒ヶ根病院	南信地域の精神科の中核病院。南信地域の精神科緊急医療を担う 県の精神医療行政の推進上、欠くことのできない病院
阿南病院	地域の中核病院 へき地医療の拠点病院
木曽病院	地域の中核病院 へき地医療の拠点病院 看護師養成機能を有する病院
こども病院	高度小児医療の拠点施設。一般の医療機関では対応が困難な高度・特殊小児医療を提供。 周産期医療の拠点施設。

厳しさを増す医療環境

地方病院における医師、看護師等医療スタッフ不足
新医師臨床研修制度の導入、開業する医師の増加、
7:1看護体制の導入 等

マイナス改定が続く診療報酬

H14: 2.7% H16: 1.0% H18: 3.16%
H20: 0.82%

医療費の自己負担割合の増加、後期高齢者医療制度の創設

厳しさを増す医療環境下で 県立病院がおかれている状況

医師、看護師等に欠員
閉鎖している診療科 ・ 医業収入が稼げない

医師欠員 14名、看護師欠員(実不足) 52名 (21年1月1日現在)

患者数の減少 収入が減少 赤字額が増加

患者数 76万2945人 73万6793人 (対前年 96.6%)

医業収益 149億1104万円 147億1521万円(対前年 98.7%)

純損益 1億811万円 3億6656万円

いずれも 18年度 19年度

県立病院の目指すべき方向

県立病院の役割は、

地域医療を守り、県民に対して「安心して質の高い医療」を提供すること。



そのためには、

各病院の魅力を高め、医療機能面で競争力をつける
医師・看護師・コメディカルなどの人材確保が、
最も重要



明確な経営方針
職員の労働環境の向上
職員の専門性の向上

県立病院の制度的な制約

「各病院の魅力を高め、医療機能面で競争力をつける」うえで、

現在の経営形態(地方公営企業法の一部適用)では
制度的な制約がある

- 1 県の行政機関の一部であることによる、
採用・給与・予算面での制約
- 2 県の人事管理の一環としての職員配置による、
医療技術者・事務職の専門性向上の限界

県の行政機関の一部であることによる、 採用・給与・予算面での制約の事例

- ➡ 必要が生じた都度の正規職員の採用が困難
- ➡ 年度中途の退職者を見越した採用ができない
- ➡ 一般行政職に準じた給与制度であるため、独自の給与体系を構築できない
- ➡ 医療の特殊性・専門性に着目した手当の創設が困難
- ➡ へき地等での人材確保に資するための手当の創設が困難
- ➡ 単年度予算であるため、中長期的な戦略を立てづらい
- ➡ 医療機器等の購入手続きが煩雑であり、購入までに時間がかかる

県の人事管理の一環としての職員配置であることによる、 医療技術者・事務職の専門性向上の限界の事例

- ➡ コメディカルの人事権がないため、必要な職員が異動してしまう
- ➡ 高度な医療技術・医療機器に対応可能な医療技術者の育成が困難
- ➡ 事務職員の異動サイクルが短く、診療報酬改定等に対応が困難
- ➡ 診療情報管理士など経営分析ができる職員の養成・確保が困難

現在の経営形態の制度的な制約

つまり

県立病院には、
人事・予算に大きな制約
(コーポレートガバナンスが行えない)

医療機能の充実 } 限界がある
経営改革の推進 }

経営形態の見直しについて

～ 行政機構審議会での検討内容 ～

県からの諮問

平成19年10月、県立病院の経営形態の見直しも含め、県が行政機構審議会へ諮問

行政機構審議会では、民間協働専門部会を組織し、部会で検討することとした

民間協働専門部会での検討の進め方

地域医療を守るうえで、必要な役割を果たし続けていくことを前提に検討を行った

～ 行政機構審議会での検討内容 ～

民間協働専門部会委員

氏 名 役 職 等

矢嶋 廣道	〔部会長〕元上田市助役
坂井 昭彦	波田総合病院名誉院長
石田 直裕	(財)地域活性化センター理事長
中村 高弘	長野県職員労働組合副中央執行委員長
表 秀孝	長野大学名誉教授
中村 雅展	長野経済研究所調査部長代理兼上席研究員
勝山 修一	ルピコン(株)社長
堀 雄一	長野県連合青果(株)社長

～ 行政機構審議会での検討経過 ～

H19.10月 県が県立病院の経営形態の見直し等を行政機構審議会へ諮問
同審議会では、民間協働専門部会を組織し検討

- 第1回 H19.11.14 県立病院の経営形態を優先的に検討することとされる
- 第2回 H20. 1. 10 須坂病院の現地調査
- 現地調査 H20.1.16～29 こども、阿南、駒ヶ根、木曽病院の現地調査
- 第3回 H20. 2.19 各病院の担っている役割・特色や課題等を整理
- 第4回 H20. 4.30 経営形態別の比較検討
- 第5回 H20. 5.15 岡山県精神科医療センター-中島理事長講演、第4回までの論点整理
- 第6回 H20. 8. 5 部会報告の方向性を意見集約
- 第7回 H20. 8.27 行政機構審議会への報告の決定

H20. 9. 4 行政機構審議会から知事へ答申

県立病院の経営形態に対する県の方針

行政機構審議会答申(平成20年9月4日)

地域医療への役割と経営責任が明確なうえに経営の自由度が高く、かつ、県民・議会のチェックが入る地方独立行政法人とすることが最もメリットが大きい

【県実施案:平成21年1月23日決定】

平成22年4月に、5つの県立病院と2介護老人保健施設を一括して地方独立行政法人(非公務員型)に移行する

地方独立行政法人長野県立病院機構 定款

「地方独立行政法人長野県立病院機構定款」を2月県議会で制定

定款の主な内容

- 1 法人の名称
地方独立行政法人長野県立病院機構
- 2 本部事務所の所在地
長野市
- 3 法人役員の定数
理事長1人、副理事長1人、理事10人以内、監事2人
- 4 病院等の名称
長野県立須坂(駒ヶ根、阿南、木曽、こども)病院
長野県阿南(木曽)介護老人保健施設

地方独立行政法人とは

県が100%出資する、県とは別人格を有する法人
(県が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣が認可)

法人が行う事業 (地方独立行政法人法)

公共上確実に実施する必要がある事業で、
県が直接実施する必要はないものの、
民間に委ねた場合必ずしも実施されない恐れがあるもの

公的サービスをきちんと提供する役割が、法律上位置づけられている

法人化するメリット

地方自治法、地方公務員法等の制約を受けずに、
人事・予算・業務執行等を柔軟に実施できる

地方独立行政法人とは

(県からの財政支援について)

負担金の支出

以下の経費は県(設立団体)で負担する(法85条第1項)

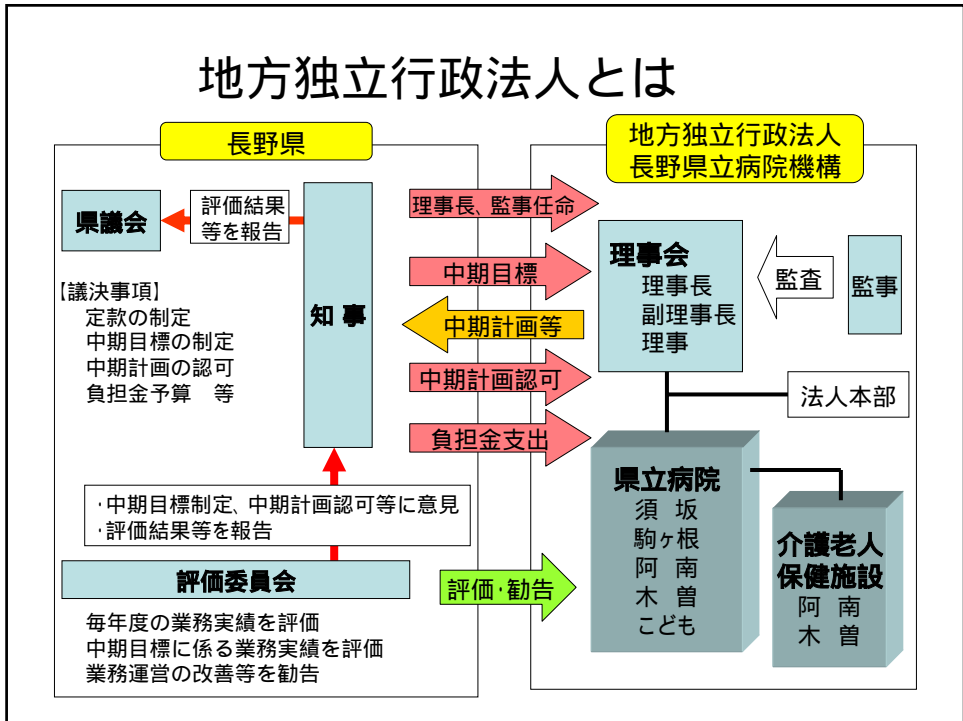
その性質上、当該法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

法人が効率的な経営を行っても、なおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費

現在の一般会計負担金の基準と同じ
交付税の算定基準も変わらない

現在と同様に、公的機能を維持するための財源はきちんと確保

地方独立行政法人とは



地方独立行政法人とは

「目標」「計画」「評価」「業務運営への反映」
という流れが義務付け

情報公開の徹底

中期目標 法人が達成すべき目標を県が法人へ指示)



県が議会の議決を経て策定
策定に際しては評価委員会の意見を聴く

中期計画 法人が作成し、県が認可(議会の議決が必要)

認可に際しては評価委員会の意見を聴く

年度計画 中期計画に基づき法人が作成し、県に届出



事業報告 法人が県に提出



評価委員会による評価 → 評価結果を県・法人に通知、公表

地方独立行政法人とは

(職員の身分について)

県立病院で
勤務している職員

自動的に引継

地方独立行政法人

事務職、薬剤師、臨床検査技師など一般行政機関との交流が多い職種については、今後検討します

(地方独立行政法人の職員は、)

地方公務員等共済組合法が適用

短期給付(医療保険等)、長期給付(年金等)が受けられる

退職金については、県職員としての在職期間を通算

地方公務員災害補償法が、引き続き適用

職員互助会にも、引き続き加入

地方独立行政法人になって・・・

変わること

- 1 患者さんへのサービスが向上**
 - ・医師等の採用に柔軟に対応できます。
 - ・女性医師等が勤務しやすい短時間勤務制の導入など、新たな雇用形態を積極的に活用します。
 - ・研修制度を整え、医療機能を向上させます。
- 2 病院運営の透明性が向上**
 - ・中期目標・中期計画等、病院の経営指標等が公開されます。
 - ・毎年、評価委員会の評価を受け、業務改善が図られます。また、評価結果はすべて公開されます。
- 3 迅速で効率的な病院運営**
 - ・経営上の責任が明確になり、迅速な経営判断が可能になります。
 - ・地方自治法等の制約がなくなり、契約等の自由度が向上します。

変わらないこと

- 1 地域の医療を守ります**

法人化しても、これまでどおり、地域が必要とするべき地医療や高度・専門医療を提供し、地域医療を守り続けます。
- 2 県の責任は変わらない**

法人は、県が県立病院の運営を行わせるために100%出資して設立する、極めて公共性の高い組織です。県は、法人の設立者として、これまでどおり、県立病院の運営に責任を持ちます。
- 3 不採算医療等への県の負担**

県は、これまでどおり不採算医療や病院設備に対する負担金を支出します。

国立病院機構・大学附属病院では、
運営費交付金が減額されていると聞いているが

法人へ支出するお金の考え方は、国と地方で異なります。

〔地方独立行政法人〕

現在の一般会計負担金と、県が法人へ支出する負担金の基準は同じ
交付税措置も、地方独立行政法人となっても変化はない

毎年、県からの負担金が削減される制度にはなっていない。

〔国立病院機構〕

運営費交付金の大部分は、国時代から勤務している職員の退職給与に係るもの。不採算医療に対する運営費交付金は極めて少額。設備等に対する運営費交付金はない。

原則的に、独立採算としている 【国立長野病院：802万円(H19年度決算)】

〔大学附属病院〕

交付金算定に際して、毎年2%経営改善努力義務が課せられている

運営費交付金は、毎年削減される制度になっている

地方独立行政法人の制度検討はこれから

法律は骨格を明示

「長野県仕様」の地方独立行政法人の検討はこれから

【今後検討する内容】

中期目標、中期計画(果たすべき医療機能)

運営の方法
経営方針・経営戦略
人事制度
給与制度 など

【法律で決まっている内容】

PDCAサイクル
職員身分
財政支援制度
県・議会の関与 など

評価委員会の意見

地域の皆さん、病院職員の意見

中期目標・計画作成の基本方針

県立病院は、将来にわたって県民の財産として
評価され、頼られ、愛される病院を目指します

- ・ 地域医療を守るため、地域の事情に応じた医療提供を行うとともに、民間医療機関では対応できない高度・特殊医療を提供します。
- ・ 地域の医療環境の変化に迅速かつ的確に対応して、高いレベルの医療が提供できるよう、柔軟性・自律性の高い組織を構築します。
- ・ 医師を始めとする医療分野の人材を育成し、長野県医療の発展に寄与します。

～ 中期目標の策定に当たっては、

県民の皆様との対話を大切にします～